

環境 だより



環境に関する補助金制度

住宅用地球温暖化対策設置費補助金制度 補助対象

地球温暖化防止対策の一環として、次のいずれかに該当する方に補助金を交付します。

- ① 町内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象システムを設置しようとする者
 - ② 町内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象システムを設置しようとする者
 - ③ 町内において自ら居住するため建売住宅供給者から対象システム付き新築住宅を購入しようとする者
- ※住宅が店舗等併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。

対象システム・補助金額

▽住宅用太陽光発電システム（10キ
ロワット未満）

太陽電池モジュールの最大出力値

（キロワット）×1万3200円

（限度額4キロワット 5万2800
円）

▽住宅用エネルギー管理システム
（HEMS）（1申請につき1万円）
▽定置用リチウムイオン蓄電システ
ム（1申請につき10万円）

※検討されている方は、他にも条件
などありますので、事前に環境対
策室にお問い合わせください。

雨水利用簡易貯留施設設置費補助制度 補助対象

雨水の有効利用や防災対策の観点
から、雨水利用簡易貯留施設を設置
される方に補助金を交付します。

補助金額

▽不要になった浄化槽を雨水利用簡
易貯留施設に転用する方
清掃および工事に要する経費の2
分の1の額または8万円のいずれ
か少ない額（住宅1棟につき1基
まで）

▽簡易貯留施設を新たに設置する方
施設の購入および工事に要す
る額の2分の1の額または
2万5000円のいずれか少ない
額（住宅1棟につき2基まで）

※共同住宅、アパート、コーポ、事
業所は除きます。

生ごみ処理機器購入補助制度 補助対象

一般家庭から排出される生ごみを
処理する以下の機器を大口町内の販
売店から購入する方に補助金を交付
します。

たい肥化容器 容器の一部を埋め込
むなどし、生ごみをたい肥化させ
る容器

生ごみ処理機 微生物を投入し、手
動または電動でかくはんすること
により、生ごみの分解を促進させ、
一部をたい肥等にする機器や微生
物等は投入せず、生ごみを熱風で
乾燥し減量させる機器

補助金額

▽たい肥化容器を購入した場合は、
購入価格の2分の1の額以内
（限度額1基につき5000円）
（1世帯2基まで）

▽生ごみ処理機を購入した場合は、
購入価格の2分の1の額以内（限
度額1基につき4万円 1世帯1
基まで）

※脱水および粉碎の方法による生ご
み処理機は対象外です。

スズメバチ類駆除補助金 補助対象

皆さんに危害を及ぼす恐れのある
スズメバチ類の被害を最小限に防ぐ
ため、スズメバチ類の営巣の駆除を

おこなう方に補助金を交付します。

補助金額

▽スズメバチ類の営巣を駆除するこ
とに要した経費の2分の1の額
（限度額5000円）

※事前に町職員による確認が必要に
なりますので、ご注意ください。

「ご不明な点がありましたら事前に
環境対策室までお問い合わせください。

衣類・布類はリサイクル に出しましょう！

着なくなった衣類・使わなくなっ
た布類は、地区の資源ごみ収集か大
口町資源リサイクルセンターに出す
ことができます。

「古着」「古布類」をただ燃やすの
ではなく、資源としてリサイクルに
回すことで、ごみ焼却による環境負
荷の低減にもつながりますので、み
なさまのご協力をお願いします。

問合せ先

環境対策室 95-1613